

日本語助詞「は」と題目

半藤 英明（熊本県立大学教授）

1 はじめに

日本語の現代語助詞「は」を論ずるに欠かせない「題目」（「題目」に当たる語句が「題目語」である）の規定は必ずしも万人に共通のものではない。尾上圭介（2004）は「題目語という概念をどう規定するかについては定説はなく（ありえず）、どう規定しても誤りということはない。結局は、なにを目指してどう定義することが文法論の全体にとって有効かという観点から議論するしかない」（22頁）と述べる。本論では従来の議論を整理しつつ、加えて、自らの立場を明らかにする。

2 従来の論述

「題目」の規定が徹底しない原因の一つに、意味的な規定の緩やかさにより多様な解釈を許してしまうことがあった。

- ・文論で、その文の内容の題目となるような語、つまりその文が何について述べられているのかを表す語を、文の初めに係助詞「は」を添えて示したもの。係助詞「も」や「には」「にも」「については」「についても」などを添えて示すこともある。（一部抜粋、傍線筆者）

明治書院『日本語文法大辞典』（秋本守英執筆）

本論では、出来得る限り、厳格な意味の記述を目指す、「は」と「も」の働きを併せて題目を考えることは数多くの様々な言語現象を盛り込むことになり議論を拡散させる恐れがあると見て、「は」のみを取り上げ、「も」は扱わない。

2-1 青木伶子の論述

青木伶子（1992）は諸家の説を丹念に洗い、「題目をあまりに広く解するならば、構文的に性格のはなはだ異なるものを含むことになるので、私としては構文論的観点を重視し、題目を狭く捉へたいと思ふ」（99頁）として次のように規定する。

- ・題目とは、それについて以下に述べるために、格成分として述語に向かって従属的に組み込まれようとしてゐた文の流れからハによって完全に切り離さ

れ、前項として提示されたもの・事柄。或いは、論理的関係ではないながら、以下において、ついて述べるべく提示されたもの・事柄である。従ってこれらは当然既知のものである。而も、最も基本的な対立二項の前項として提示されたものに限る。(109頁)

- ・真の題目とは基本的には「体言的語句+ハ」の形のもの、即ち格助詞のない場合である。「格助詞+ハ」の場合は、格述構造が完全に払拭されてはならず、若し対比(筆者注、対比の用法)でなかったとしてもそれは真の題目とは異なるものである。(109頁)
- ・題目は自づから一文の一つといふことになる。(112頁)
- ・題目一解説が主文においてのみ指摘し得る構造である(392頁)

要するに、青木の「題目(=真の題目)」とは、構造的には主文の主語に付く「は」を典型としつつ、無形化した「を」格、「に」格の場合をも認め、表現的には「は」の後項が前項の解説に相当する際の、その前項ということになる(注1)。格助詞を欠く位置にあれば、対比用法の「は」もまた題目と見做す。格助詞を承ける「は」は、格成分の働きが払拭されていないため「題目(=真の題目)」とはしない。が、状況成分(場所・場面を表す「に」「で」)に下接した「は」で対比の意味が出ないものについては「状況題目提示」と扱う(196頁)。「状況題目提示」は「題目(=真の題目)」ではないが、その性質に近いもの(「題目提示用法の一種」、187頁)である。

2-2 尾上圭介の論述

尾上圭介(1981)は『「題目一解説」という表現論的な捉え方は、既定の、あるいは目前の何かに対して新たに説明を与えるという場合にこそ典型的に成り立つ』(113頁)とする。その上で「典型的な題目」の要件については、尾上圭介(1995)において次の二側面を備えた成分であることを述べる(31頁)。

- ・①一文の中で、その成分が表現伝達上の前提部分という立場にある。
 - ①-a 表現の流れにおいて、その部分が全体の中から仕切り出されて特別な位置にある。
 - ①-b その成分は、後続の伝達主要部分の内容がそれと決定されるために必要な原理的先行固定部分である。
- ②その成分が、後続部分の説明対象になっている。

上記の①②は「は」構文の意味的状况を述べたものであり、①— a・b については「は」の構文上の働きを述べたものである。なれば、①②を満たさないところに「典型外」の題目が存在することになる。なお、尾上圭介（2004）では「格項目が『典型的な題目語』になるのは、ガ格項、ヲ格項、特別な場合のニ格項に限られると言ってよい」（33頁）と指摘する。

その尾上の立場から、堀川智也（2007）は次のように述べている。

- ・「○○+格助詞+ハ」の場合、それ自体が後続部分の解説の対象としてのモノではないので狭義には「題目語」には含めないという立場にたつが、この立場にたてば、格項目の中で狭義題目化できるのは、ガ格項・ヲ格項・一部のニ格項に限られることになる。（39頁）

また、堀川智也（2005）では「典型的な題目」の意味的要件として「処置がなされるべき対象としてのモノ」を立てる「処置課題」のケースがあることを述べ、例えば「穴が開いた箇所は粘土を詰めた」「大雪山は十分な冬山装備をして登った」をその類とする。

2-3 丹羽哲也の論述

丹羽哲也（2006）は「題目」を「主題」と言っても同じであるとし、文中で前項に対して何か述べる「題述関係」を構成する際の、その前項が題目であるとする（1～2頁）。「題述関係」とは前提として提示されるXに対してYを焦点として割り当てる「課題構造」に「主体と属性・状況の関係を組み込んだもの」である。また「ガ格が題目に立つのが多く、斜格が題目に立ち得るのは、その名詞句が述語とガ格関係（主体と属性・状況）にも把握されるからだ」（55頁）とも述べる（注2）。このことから、題目が成立する要件として次のことが言われる。

- ・題目文が成立するための条件は、X（筆者注、題目名詞句）とP（筆者注、述部）の間に主体と属性・状況の関係が成り立つということであり、XとPの述語とが格関係にあることや、XとPの中の要素とが所属・類種関係にあることは、その関係を成り立たせやすくする条件としてある。（7頁）

上記の「所属関係」とはXにYが所属する関係の「は」構文（「象（X）は鼻（Y）が長い」の類）であり、「類種関係」とはXとYが類と種の関係にある「は」構文（「魚（X）は鯛（Y）がいい」や「課長（X）は山田さん（Y）が仕事が早い」の類）を指す。

「は」の用法で題目と認められるのは「題目用法」（一般に、主題用法）と「対比

題目用法」(例えば「山は高く、海は広い」「海は広いが、池は狭い」の類)であり、題目としないものは「対比用法」と「単純提示用法」である(11頁)。ちなみに「対比用法」とは主格以外の格成分を承けて「は」が対比性を持つ用法を指し、「単純提示用法」とは「題目を表すのでも対比を表すのでもないが、なお課題構造は保持しているというもの」(同頁)で、例文では「引き受けた以上は、責任を持ってやらなくてはならない」のようなものや、格助詞に付く「は」の中、「彼女には昨日会いました」「食事にはいつ行きますか」の類となる。

3 題目の可否

前掲の各論述から青木の「状況題目提示」を題目と扱い、尾上の題目を「典型的な題目」に限るとした上で、青木、尾上、丹羽による題目の捉え方を「は」構文のバリエーションの広さ(広)狭)から示すならば、次のようになる。

青木)尾上=丹羽

このことを次の各用例にて具体的に示す。(○=題目 ●=非題目)

	青木	尾上	丹羽
① 同情は捨てる。	○	○	○
② ペナントレースは優勝した。	○	○	○
③ 山は高く、海は広い。	○	○	○
④ 海は広いが、池は狭い。	○	○	○
⑤ 東京はビルが乱立している。	○	○	○
⑥ 日本は箸を使う。	○	○	○
⑦ 東京にはビルが乱立している。	○	●	●
⑧ 日本では箸を使う。	○	●	●
⑨ 私は辞書は使わない。	●	●	●
⑩ 父は家では箸を使う。	●	●	●
⑪ 彼女には会わない。	●	●	●
⑫ はっきりはしない。	●	●	●
⑬ 寒くはない。	●	●	●

4 論点

青木の、尾上・丹羽と比べての広さ（上記）は「東京にはビルが乱立している」「日本では箸を使う」を「状況題目提示」として「題目提示用法の一種」に扱うところにある。尾上・丹羽では、格助詞を欠く「東京はビルが乱立している」「日本は箸を使う」は題目（青木も同じ）であるが、「東京にはビルが乱立している」「日本では箸を使う」は題目にならない。このことを論点に考える。

尾上圭介（2004）によれば、「この部屋は大きな窓がある」の「この部屋」は「状況語」であって「格項目」ではない。これは即ち、存在の場が主語になっているもので、しかも、その主語が題目語になっているものである。一方、「この部屋には大きな窓がある」は存在場所二格の二格項が題目化されたケースとされる。つまり「この部屋は大きな窓がある」は「この部屋に大きな窓がある」における「この部屋に」という「状況語」が題目化したものではないと見る（32～33頁）。このような考え方では「東京はビルが乱立している」「日本は箸を使う」は存在（または事態）の場が題目語になったものであり、「東京にはビルが乱立している」「日本では箸を使う」は存在場所の二格項、テ格項が題目化したものであり、それぞれの文の成り立ちは異なっていることになる。

そのような立論は分析的にあり得るが、伝達情報上の観点からすれば、「東京はビルが乱立している」と「東京にはビルが乱立している」、「日本は箸を使う」と「日本では箸を使う」は、ほぼ対等である。それらを意味的な違いによって使い分け、また、区別することは難しいと思える（注3）。

前掲のように、堀川智也（2007）によれば、「穴が開いた箇所は粘土を詰めた」や「大雪山は十分な冬山装備をして登った」等は「処置課題」による題目である（40～41頁）。それらと「穴が開いた箇所には粘土を詰めた」「大雪山には十分な冬山装備をして登った」も、ほぼ同義であると思われるが、こちらが「題目語」でないのは「に」の存在を要因とすることである。格助詞の有無が表現性の異なるものを形成するとの考えは理解し得るが、格助詞の有無が題目か否かを決定する最大要因であるべきか。即ち、「は」が格助詞を承げるか否かで題目・非題目の違いを設定すべきかという点が当面の問題となる。

4-1 格助詞の有無

- 1 彼は誠意がない。
- 2 彼には誠意がない。

尾上では1は「説明対象」—「説明」を形成する題目語であるが、2は二格項が題目化したものであり、題目ではない。丹羽では1は主体と属性・状況の関係にあるので題目であるが、2は格助詞を承けており、対比性がなければ「単純提示用法」となって題目にならない。

しかし、それらは「彼」が「誠意がない人物」とであると認定される判断文として、ほぼ同義である。敢えて違いを出せば、1は「彼という人は誠意がない」、2は「彼について言えば誠意がない」という解釈になるが、それらは結果として「彼」に「誠意がない」というところで同義である。

2のように「には」の「に」があってもなくてもほぼ同義の文が成り立つことは、そのような文では「は」の役割が中心的であり、「は」が文全体を支えているということになる（「では」にも同類がある）。即ち、それらの文は「は」で示されるべき情報ということでもある。青木によれば、前掲1は格助詞のない「真の題目」、2は、対比性のないものは「彼」を場所の扱いにして述べる「状況題目提示」となるが、「状況題目提示」の場合は格助詞「に」「で」の働きを薄くしており、「は」のみでの題目とほぼ変わらぬものを作っていると見ることもできるのではないか。その意味で、筆者は1を題目、2を非題目と区別することに消極的である。

但し、次の「あなたには」「彼には」では、「に」を欠く表現が有り得ず、「に」の役割が不可欠な情報であって、前掲2とは別の事例である。

- 3 あなたには愛を届けたい。
- 4 彼には朗報だ。

どちらも状況成分、即ち、場所・場面を表す「に」とは考えにくく、「状況題目提示」とは見做せない。なれば、青木によっても非題目ということになるが、それらは対比の用法に特定されるものでもなく、「絶対的な取り立て」としての主題用法の例とも解することができる。即ち、それらを「あなたに対して愛を届けたいということ」「彼にとって喜ばしい出来事であるということ」の意味で解し、そこに「他の者には愛を届けたくない（が）」とか「他の人には喜ばしくない出来事だ（が）」のような対比的含みを想定しない解釈である。「に」が主題用法となるについては、野田尚史（1996）に次の指摘がある。

- ・「～に」のなかで、もっとも文の主題になりやすいのは、「弟に特技がある（こと）」、「弟にタイ語がわかる（こと）」、「弟に休養が必要（なこと）」の「～に」のように、所有や可能や必要の主体を表すものである。（22頁）

この論述に合わせるならば、3の「あなたに」は行為の対象、4の「彼に」は事態の主体、ということになるだろうが、そのようなものも主題になり得るということになる。

例文3・4は「に」の役割が不可欠であり、しかも「あなたに愛を届けたい」「彼に朗報だ」が既に判断文を作っていることで「は」が使用され易い状況にある。このときの「は」は、例文2のように文全体を支えるということよりも、「あなたに」と「愛を届けたい」、「彼に」と「朗報だ」の連用関係を二分結合して事態承認し、それらが判断文の構成素であることを明確にする役割にあると考えられる（注4）。即ち、「は」の前項「あなたに」「彼に」は、「は」による判断文としての前項である。「判断文としての前項」という観点からは、「は」の前項が体言か格成分かは問題にならない。例文1・2も無論、「判断文としての前項」である。

「は」の前項と後項との関係性よりも「は」構文全体の表現性という観点を優先すれば、後述のように構文的な枠組みにとらわれない題目の規定が浮上することになる。

4-2 「取り立て」機能と題目

「は」を係助詞とし、係助詞が持つ係機能を「取り立て」機能と考える筆者は、題目の概念が「取り立て」機能をめぐる説明上に必要なものとする。

半藤英明（2003）・（2007）で述べたように、「は」の用法には、対比性の観点からは主題・対比の区別、構文上の位置からは体言下接・連用語下接・連語内（「見はする」の類）の区別がある。筆者は、それら全ての用法が「取り立て」機能に基づくと考え、問題は、そのような理解の、どこに「題目」を位置付けることが有効かということである。

「は」の本質的な働きである「取り立て」機能は、連用成分に影響されることはあっても（格助詞、副詞に下接の「は」は対比用法になり易い）、そのことで変質・変化するようなものではない。「取り立て」機能が体言同士や連用関係、連語内など、様々な語句の結合に使用され、総じて判断文を作ることからすれば、題目は「は」によって成る判断文の構成内で把握されるのが良い。

文のタイプとして、おおまかに現象描写文と判断文とを設定するとき、次のように存在を表す動詞述語文（主語を省く）は前者である。

- ・庭にいる。
- ・壁に飾ってある。

また、次のように動作を表す動詞述語文も、現象描写文の扱いができる。

- ・親に貸す。
- ・裸で走り出す。

いずれも表現形式上は主観的判断の介入がなく、内容上の客観性が高いことでは判断文とならず、「現象」の「描写」とは呼べないものがあるにしても、その範疇には置ける。

しかし、それらに「は」を入れ込むことで、次のような（対比性のある）判断文ができる。（「裸で走り出す」は「は」の付きにくい成分と見られ、「は」を持ち込むと否定文の方が安定する。これについては野田尚史（一九九六）・第22章を参照。）

- ・庭にはいる。
- ・壁には飾ってある。
- ・親には貸す。
- ・裸では走り出さない。

これらの判断文は、「は」が前項と後項との結合を担うことで成立しているものであり、「は」の前項と後項とは、判断文を構成する上での直接的な、且つ、主要な構成素である。これらの「は」の前項が判断文の主要構成素と認識されるについては、それらを、例えば「何処にもいないのだろうか」や「何処にも飾ってないのだろうか」、また「誰に貸すのか」や「走り出さないとすれば、どんな姿か」のごとき質問の表現に応ずる回答文として把握するとき、特に顕著である。このとき「は」の前項はトピック的な要素である。

「は」構文の成立で基本的に重視すべきは、情報伝達上の意味的構成の適否である。菊地康人（2001）は「ハの文が成立するための最も本質的な条件は、形よりも意味である」（9頁）と述べている。判断文の主要構成素たる「は」の前項という観点では、そこでの成分上の違いの問題よりも、後項との意味的な結び付きが重要になる。大野晋（1978）では、「は」の前後二項の意味的な結びつきをかつて次のように述べた。

- ・ハの上におかれるものは既知のもの、既知と扱うものである。それは題目であり問いを形成して、主格・補格・目的格のいずれであるかを問わない。かつ、ハのところ一度切断する。ハの下には何か知られていない情報が加えられ、それがハの上の題目についての説明となって、判断の文が成り立つ（31頁、傍線筆者）

また、森田良行（2007）には次の説明がある。

- ・判断文は「何は？」と「何だ」の二部構成で、時には二者の問答の形で構成されることもある。「帰る燕は木の葉のお船ネ」（野口雨情）は、質問「帰る燕は？」に対して「木の葉のお船ネ」と答える問答形式を取っているのである。そのため、時に解答は、話題の事柄や場面からの類推で察しがつく場合、必ずしもその題目についての属性や働きそのものを述べるのではなく、自由に連想によって答えを示していく。（161～162頁、傍線筆者）

それぞれの傍線部は、「は」の前後二項の結び付きが融通性を有していること、また、「は」構文による判断文が「は」の前後二項の論理的構成に必ずしも拘らないことを示すものである。従って、判断文の主要構成素となる「は」の前項を「題目」と捉えるならば、ここに題目の概念は、格助詞の有無とは関係しない、文の表現構成上の概念という位置付けになる。前掲「庭にはいる」以下の例に加え、「ゆっくり（と）は食べない」「少しは感じるだろう」など、副詞を承ける「は」についても、例えば「君は、早食いか」や「彼は、何も感じないのだろうか」のごとき質問の表現に応える回答文として見れば、それらはトピック的な要素であり、「判断文の主要構成素たる前項」という認識が可能となる（注5）。

「題目語は提示的修用語の一種であつて思惟作用に於ける判断の対象を提示するものである」とするのは、松下大三郎（1974）である（712頁）。松下は、題目として「花は咲く」（「主體の題目語」、714頁）を始め、「花をば見る」「花は見る」「都には上がる」「人とは交る」「家よりは出づ」「雪よりは白し」等（いずれも「客體の題目語」、同頁）を挙げた。ここに振り返れば、それは実に係助詞の「取り立て」機能の実体を反映するものであり、また、それを示唆していたのであった。（但し、細部には本論との違いもある。）

5 結び

「は」構文は「は」の前項と後項との二項により判断文の構成に関わる。このとき「は」の前項がその判断文の主要構成素であれば、これを題目と見做す(注6)。題目が「は」による判断文の主要構成素となる二項のうちの前項であるからには、青木の述べたように、題目は一文に一つが原則となる。主要構成素としての二項は語順とも関係し、一文中に複数の「は」が現れる際は、最上位のものが題目となる。「は」を下接するも、述部となる連語内用法の前項部分と、複数の「は」が現れる文中で、より下位のもの、非題目である。

従って「は」の構文上での現れ方によっては、承けるものが同じものでも題目・非題目で分かれる場合がある。

- ・私は会わない。 → 「私は」は題目
- ・私はあなたとは会わない。 → 「私は」は題目、「あなたとは」は非題目
- ・あなたとは会わない。 → 「あなたとは」は題目

注1 青木は「ハ助詞によって提示された真の題目は、もはや格成分ではなくなったと見なければならぬ。成分として名称を与へるならば題目成分とする他ない」(113頁)との立場である。

2 丹羽の「題述関係」は「は」のみが構成するものではなく、「って」「なら」「こそ」や無助詞の形式等、様々なものによって構成されるが、本論では「は」についてのみ検討する。

3 野田尚史(1996)には「『日本には温泉が多い。』と『日本は温泉が多い。』のように、どちらでも言えることも多い」(27頁)とある。

4 尾上圭介(2004)に次の記述がある。

- ・「は」という係助詞がXとYの間にはいって「XはY」という形をとったとき、「は」はXとYの結合の成立を分說的に承認する。Xは格成分であっても修飾成分であっても接続成分であっても、連用的な成分であればなんでもかまわない。あるいはそれらのいずれでもない場合さえありうる。要は、XとYとがつながってひとつの文的事態を表現するということがなんらかに保証される場合は、「XとY」という文(あるいは句)が成立するのであって、(第1種)係助詞とはそういうものである。(35頁)

- 5 「恐らく」（通説では陳述副詞。渡辺実では「誘導副詞」）は「恐らくは感じる」のように「は」を下接するが、この「は」は強調のもので、「恐らくは」が判断文の中心的要素であるとは見做さない。
- 6 筆者の立場は、係助詞「も」「こそ」や転位陰題文を作る「が」、「って」等による「は」以外の題目を容認するものである。それらについては「は」による題目との用法上・構文上の違いを考慮し、一括して「題目類」と呼ぶ。

参考文献

- 青木伶子（1992）『現代語助詞「は」の構文論的研究』（笠間書院）
- 大野 晋（1978）『日本語の文法を考える』（岩波新書）
- 尾上圭介（1981）「『は』の係助詞性と表現的機能」『国語と国文学』第58巻第5号
- （1995）「『は』の意味分化の論理—題目提示と対比」『言語』第24巻第11号
- （2004）「主語と述語をめぐる文法」『朝倉日本語講座6 文法Ⅱ』（朝倉書店）
- 菊地康人（2001）「〈形〉と〈意味〉を結ぶ〈文法〉を追う魅力—「は」や、とりたての構文を例に」『国文学』第46巻第2号
- 丹羽哲也（2006）『日本語の題目文』（和泉書院）
- 野田尚史（1996）『新日本語文法選書1 「は」と「が」』（くろしお出版）
- 半藤英明（2003）『係助詞と係結びの本質』（新典社）
- （2007）「『取り立て』を考える」『熊本県立大学文学部紀要』第13巻
- 堀川智也（2005）「『典型的な題目』の意味的立場」『日本語文法』5巻1号
- （2007）「私の日本語学・文法研究から—題目語と格成分の関係—」『日本語学』第26巻第10号
- 松下大三郎（1974）『改撰標準日本文法』（徳田政信編、勉誠社）◎初版は一九三〇年（中文館書店）
- 森田良行（2007）『助詞・助動詞の辞典』（東京堂出版）